第21回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年３月25日（木曜日）午前11時

開催場所

東京都江東区亀戸二丁目19番１号
亀戸文化センター・カメリアホール

議　　案

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

株式会社フォーサイド

証券コード2330

目　　次

株主の皆様へ…… 1
第21回定時株主総会招集ご通知 …… 4
株主総会参考書類…… 8
（提供書面）
事業報告…… 25
連結計算書類…… 40
計算書類…… 42
監査報告…… 44

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方をはじめ、不安な日々を過ごされているすべての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。
2020年12月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態に直面し、人々の生活・行動様式が大きく変化した年となりました。外出自粛や人との触れ合いが制限されるなか、当社グループにおいても、特に主力のプライズ事業では、販売先となるアミューズメント施設の休業や時短営業の影響を受ける等の厳しい状況がございました。また一方で、在宅勤務やリモート会議をはじめとする新たな働き方、社員の健康に配慮した感染症対策を推し進めるなかで、コロナ禍という厳しい経営環境下で確実に事業を継続するにはグループの体制にも変化が必要であることを実感させられた一年でもありました。
新型コロナウイルス感染症は未だ先行きは不透明な状態であり、今後も当面は厳しい経営環境が続くことを覚悟しなければなりません。
2021年12月期は、どんな環境下においても事業を継続できる強固な体制の構築と一層の収益力の強化を図るとともに、不採算事業の整理、事業ポートフォリオの最適化を図り、プライズ事業・不動産関連事業・投資銀行事業を中心に、堅実で安定した収益を確保することで、黒字化を目指してまいります。
株主の皆様におかれましては、今後とも更なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2021年3月10日
代表取締役社長　**根津　孝規**

2020年12月期　連結業績ハイライト

（単位：百万円）

	2019年度 通期	2020年度 通期	前年比	主な増減要因・傾向
営業収益	4,040	4,033	99.8%	2020年12月期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、大幅な営業活動の自粛を余儀なくされ、事業によって成績の明暗が分かれる形となった。 不動産関連事業は、民法改正を追い風に底堅く推移した一方、プライズ事業は販売先の休業に伴う出荷遅延や慎重な購買動向が続いたことで減収となった。 その結果、グループ全体の営業収益は前年比99.8％、売上総利益93.9％の減収減益となった。 利益については、営業収益の減少にくわえ、投資銀行事業における案件成約数が著しく減少したこと等により、105百万円の営業損失となった。 また、固定資産及びのれんの減損損失、貸倒引当金繰入額並びに投資有価証券評価損等302百万円を特別損失として計上したこと等により、348百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、利益の確保には至らなかった。
売上総利益	1,786	1,678	93.9%	
販売管理費	1,863	1,783	95.7%	
営業損失	77	105	―	
経常損失	47	49	―	
親会社株主に帰属する当期純損失	156	348	―	

営業収益は昨年と同水準を維持するも、営業損失・当期純損失ともに赤字幅が拡大

営業収益の成長推移

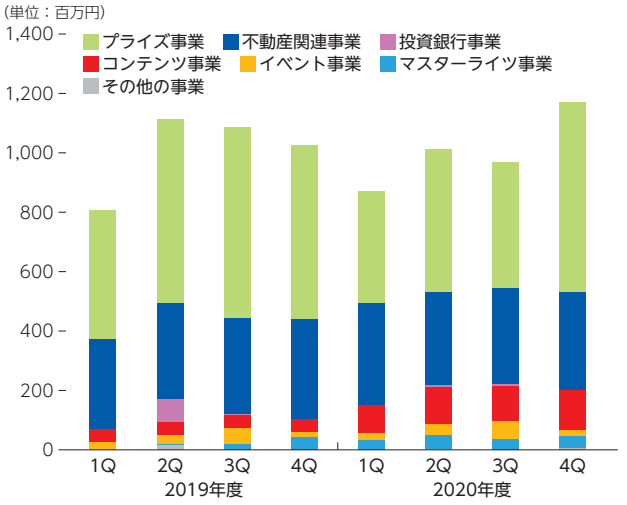

不動産関連事業は年間を通して堅調に推移
プライズ事業は2020年度4Qが昨年と同水準まで回復

セグメント別の主な増減要因

プライズ事業	プライズ事業では、コロナ禍での休業や営業時間短縮により、販売先の慎重な購買動向が続いたことで、売上高、セグメント利益ともに、前年の水準を大きく下回って推移。
不動産関連事業	不動産関連事業では、2020年4月の民法改正が追い風となり、売上高は前年の水準を上回って堅調に推移。また、コロナ禍での家賃滞納者の増加が懸念されたが、公的支援制度の整備、拡充が進み、延滞債権が減少したこと等で、セグメント利益は大幅増益を達成。
投資銀行事業	投資銀行事業では、景気後退懸念や将来の不透明感がM&A市場に及ぼす影響は大きく、案件の成約件数、成約金額ともに著しく減少。セグメント利益は大幅赤字に。
コンテンツ事業	コンテンツ事業では、電子書籍の販売が年間を通して堅調に推移。映像制作事業では、制作案件の延期や中止を余儀なくされたほか、制作コストの高止まりが改善されず、事業全体では減益になるものの、セグメント利益は確保。
マスターライツ事業	マスターライツ事業では、音楽事業でのオンライン販売や活動を強化。2020年9月以降は、観客動員数を抑えライブ活動も再開。出版事業では、女子小中学生向け雑誌Cuugal（キューガル）において、誌面撮影を行うことができず、2020年8月号を休刊するも翌号から復刊。売上、セグメント利益ともに、前年の水準を大きく上回って推移するものの、セグメント利益を確保するまでには至らず。
イベント事業	イベント事業では、イベントの多くが中止や延期に。2020年9月以降は、来場者数を制限して開催されるケースも増えたが、当初の売上見込みには届かず。一方で、OEM物販が好調に推移したことで、売上高は前年の水準を上回るも、セグメント利益を確保するまでには至らず。
その他の事業	金融事業では、延滞債権の回収に注力し、貸付金の回収を図ったことで、セグメント利益を確保。

原価の推移

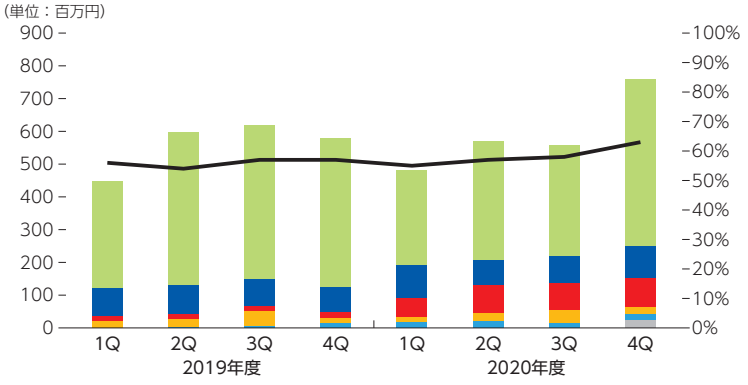

映像制作事業のグループインにより、売上連動原価が増加
各事業において継続的なコストコントロールを実施

販売管理費の推移

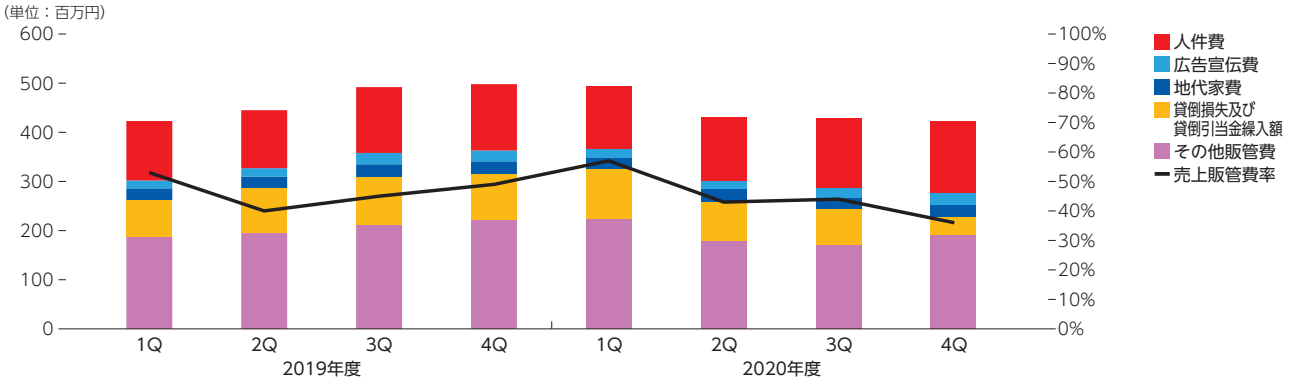

不動産関連事業での貸倒引当金繰入額が大幅に減少
グループ全体でも前連結会計年度比4.3％の減少となり、コスト削減に成功

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	増減金額	主な増減要因・傾向
資　　産	3,687	3,841	153	資産については、現金及び預金の増加580百万円、のれんの減少170百万円、投資有価証券の減少188百万円等により、前連結会計年度末に比べ153百万円の増加となった。
負　　債	2,262	2,746	483	負債については、未払金の増加154百万円、長期借入金の増加388百万円等により、前連結会計年度末に比べ483百万円の増加となった。
純 資 産	1,425	1,095	△330	純資産については、その他有価証券評価差額金の増加24百万円、親会社株主に帰属する当期純損失348百万円等を計上したことにより、前連結会計年度末に比べ330百万円の減少となった。

(注) 2021年2月12日現在、発行済株式総数は32,557,704株、資本金は1,432百万円、資本剰余金は1,973百万円です。

金融機関からの借入により、手元流動性は十分に確保
当期純損失の計上により、純資産が大幅に減少

証券コード2330
2021年3月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
株式会社フォーサイド
代表取締役社長 根津 孝規

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。**
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙の郵送又はインターネットにより、２０２１年3月２４日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1．日　　時　２０２１年3月２５日（木曜日）午前11時
2．場　　所　東京都江東区亀戸二丁目19番１号
　　亀戸文化センター・カメリアホール
3．目的事項
　報告事項　1．第21期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

　　2．第21期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

　決議事項
　　第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

4．議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5．インターネット開示に関する事項

当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ホームページ（https://www.forside.co.jp/）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

(1)　会計監査人の状況
(2)　業務の適正を確保するための体制
(3)　剰余金の配当等の決定に関する方針
(4)　会社の支配に関する基本方針
(5)　連結株主資本等変動計算書
(6)　連結計算書類の連結注記表
(7)　株主資本等変動計算書
(8)　計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

＜お願い＞

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜お知らせ＞

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（https://www.forside.co.jp/）において掲載することにより、お知らせいたします。

◎決議通知につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

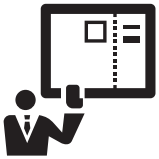

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

２０２１年3月２５日（木曜日）
午前１１時
（受付開始：午前10時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

２０２１年3月２４日（水曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

２０２１年3月２４日（水曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

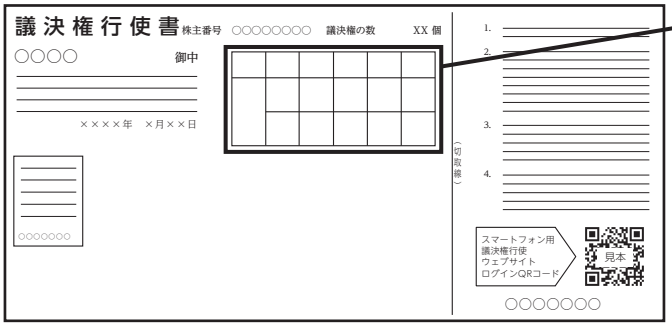

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3,4号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1,2,5,6,7号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

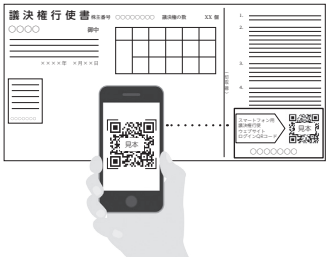

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

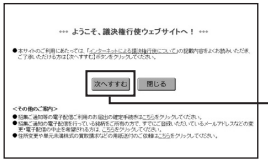

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

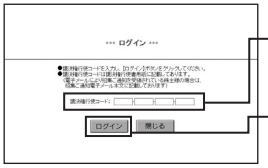

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

第１号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、2020年12月期末時点において3,220,023,441円の繰越利益剰余金の欠損を計上するに至っております。

つきましては、繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化及び税負担の軽減並びに配当可能利益の創出を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少したうえで、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであり、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はございませんので、１株あたり純資産額に変更が生じるものではありません。

１．資本金の額の減少の内容

（１）減少する資本金の額

2020年12月31日現在の資本金の額1,432,534,136円のうち、1,332,534,136円を減少し、100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

（２）資本金の額の減少の効力発生日

2021年5月1日を予定しています。

２．資本準備金の額の減少の内容

（１）減少する資本準備金の額

2020年12月31日現在の資本準備金の額1,328,740,436円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

（２）資本準備金の額の減少の効力発生日

2021年5月1日を予定しています。

３．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記１及び２の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金3,220,023,441円を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。これにより、当社の繰越利益剰余金の額は0円となります。

（１）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金　3,220,023,441円

（２）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　3,220,023,441円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることに加え、持続的な企業価値の拡大を図るため、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
（員　数） 第20条　当会社に取締役10名以内を置く。	（員　数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
＜新設＞	

現　行　定　款	変　更　案
（選　任） 第21条　取締役は株主総会において選任する。	（選　任） 第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
＜新設＞	②　法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて株主総会においてあらかじめ補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
＜新設＞	③　補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
＜新設＞	④　補欠の監査等委員である取締役は法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになったときに就任する。
（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。	（任　期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する定時株主総会終結の時までとする。
②　補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。
（取締役会） 第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ④ 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。 ⑤ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	（取締役会） 第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ④ 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について決議に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ⑤ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
＜新設＞	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第５章　　監査役及び監査役会 （員　数） 第26条　当会社に監査役10名以内を置く。	第５章　　監査等委員会 ＜削除＞
（選　任） 第27条　監査役は株主総会において選任する。 ②　監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（補欠監査役の選任） 第28条　法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ②　補欠監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 ③　第１項に定める補欠監査役の選任の効力は、選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 ④　補欠監査役は法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。	＜削除＞
（任　期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 ③　前条第１項に定める補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	＜削除＞
（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	＜削除＞
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。	＜削除＞
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞

現　行　定　款	変　更　案
（報　酬） 第35条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
＜新設＞	（常勤監査等委員） 第27条　監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会の決議方法） 第29条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
＜新設＞	（監査等委員会の議事録） 第30条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印もしくは電子署名する。

現　行　定　款	変　更　案
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（役員等の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役又は監査役（これらの地位にあった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規程により、社外取締役又は社外監査役（これらの地位にあった者を含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする。	（役員等の責任免除） 第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役（社外取締役であった者を含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任の限度は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする。
第37条～第40条　（条文省略）	第33条～第36条　（現行どおり）
＜新設＞	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現任取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名（うち社外取締役１名）の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	根津 孝規（ねづ たかのり） （1979年５月18日） 再任 【所有する当社の株式数】 －株 【在任年数】 3年 【取締役会出席状況】 出席25回／開催25回	2000年８月　株式会社コスモ入社 2002年７月　株式会社タカラアミューズメント入社 2004年２月　株式会社サンエス入社 2008年８月　株式会社ブレイク入社 2009年８月　株式会社ネクストジャパンホールディングス（現：Ｊトラスト株式会社）入社 2009年８月　株式会社ネクストジャパンホールディングス（現：Ｊトラスト株式会社）より株式会社ブレイクに出向 2011年10月　株式会社ブレイク取締役就任 2013年６月　同社代表取締役就任 2017年３月　同社代表取締役（現任） 2018年３月　当社取締役就任 2019年３月　当社代表取締役社長就任（現任）

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2	泉（いずみ）　信彦（のぶひこ） (1966年３月11日) 再任 【所有する当社の株式数】 98,590株 【在任年数】 6年4ヶ月 【取締役会出席状況】 出席23回／開催25回	1990年４月　株式会社愛媛銀行入行 1997年９月　株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 2007年６月　同社取締役就任 2009年６月　同社常務執行役員就任 2011年12月　レクセム株式会社顧問（現任） 2014年11月　当社取締役会長就任（現任） 2015年６月　アドアーズ株式会社（現：株式会社KeyHolder）社外取締役就任 2017年２月　株式会社横浜フリエスポーツクラブ取締役副会長就任（現任） 2017年３月　フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社代表取締役就任 2017年４月　株式会社デジタルデザイン（現：SAMURAI&J PARTNERS株式会社）社外監査役就任 2020年６月　株式会社プロスペクト専務取締役就任 2020年10月　株式会社プロスペクト代表取締役就任（現任）
3	飯田（いいだ）　潔（きよし） (1973年７月２日) 再任 【所有する当社の株式数】 50,300株 【在任年数】 11年 【取締役会出席状況】 出席25回／開催25回	1997年４月　光世証券株式会社入社 2002年１月　当社入社 2006年８月　当社会計管理部長就任 2007年９月　当社執行役員兼経理部長就任 2010年３月　当社取締役就任 2015年11月　フォーサイドリアルエステート株式会社代表取締役就任 2016年３月　株式会社モビぶっく取締役就任 2017年２月　当社常務取締役就任（現任） 2017年３月　株式会社モビぶっく代表取締役就任（現任） 2020年10月　フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社代表取締役就任（現任）

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4	吉田生喜（よしだせいき） (1966年６月19日) 再任 【所有する当社の株式数】 －株 【在任年数】 3年 【取締役会出席状況】 出席22回／開催25回	1989年４月　日本医療クレジット事務センター株式会社入社 1993年10月　株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 1998年11月　同社札幌、福岡、鹿児島、北九州、千葉、大阪支店長歴任 2004年７月　同社営業本部長就任 2005年６月　同社取締役就任 2008年12月　日本賃貸住宅保証機構株式会社取締役就任 2009年２月　同社代表取締役就任（現任） 2018年３月　当社取締役就任（現任）
5	濱田卓二郎（はまだたくじろう） (1941年10月５日) 再任　社外 【所有する当社の株式数】 －株 【在任年数】 6年4ヶ月 【取締役会出席状況】 出席23回／開催25回	1965年４月　大蔵省（現：財務省）入省 1974年７月　同省主計局主査就任 1977年６月　同省退官 1980年６月　第36回衆議院議員総選挙当選（以降連続４期） 1987年11月　外務政務次官就任 1991年１月　衆議院社会労働委員長就任 1991年８月　衆議院厚生委員長就任 1991年11月　衆議院法務委員長就任 1998年７月　第18回参議院議員通常選挙当選 1999年10月　参議院行政監視委員長就任 2003年２月　参議院議員を辞職 2004年12月　弁護士法第５条の規定により弁護士としての認定をうける。 2005年２月　弁護士法人浜田卓二郎事務所設立代表社員 2012年11月　株式会社カーチスホールディングス社外取締役就任（現任） 2014年11月　当社社外取締役就任（現任） 2016年６月　弁護士法人浜田卓二郎事務所社員（現任）

（注）　1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者の濱田卓二郎氏は、社外取締役候補者であります。
3．濱田卓二郎氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが長年の国会議員として培われました豊富な経験と弁護士としての高い見識を有しておられます。これらの経験と見識に基づき、社外取締役として当社の経営全般への助力及び経営に対する監視・監督の役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4．当社と濱田卓二郎氏との間では、会社法第427条第１項及び当社定款第36条第２項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としますが、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。濱田卓二郎氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に締結した責任限定契約を継続する予定であります。
5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金、又は当該行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	法木右近（のりきうこん） (1959年７月８日) 新任　常勤社外 【所有する当社の株式数】 42,180株 【取締役会出席状況】 出席25回／開催25回 【監査役会出席状況】 出席13回／開催13回	1984年４月　株式会社巴川製紙所入社 1990年10月　株式会社伸法社入社 1995年３月　アスカコンサルティング株式会社入社 1997年２月　青山監査法人入所 2000年３月　港総合会計事務所開設（現任） 2001年１月　当社社外監査役就任（現任） [選任理由] 法木右近氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、会計及び税務について豊富な知識と経験があり、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社監査役在任期間は20年2ヶ月となります。
2	田辺一男（たなべかずお） (1957年８月３日) 新任　社外 【所有する当社の株式数】 1,190株 【取締役会出席状況】 出席25回／開催25回 【監査役会出席状況】 出席13回／開催13回	1985年４月　最高裁判所司法研修所入所 1987年４月　東京弁護士会登録 1987年４月　大原法律事務所入所 1999年４月　同法律事務所パートナー弁護士就任（現任） 2007年３月　当社社外監査役就任（現任） [選任理由] 田辺一男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社監査役在任期間は14年となります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3	瀬山（せやま）　剛（つよし） (1970年４月30日) 新任　社外 【所有する当社の株式数】 －株 【取締役会出席状況】 出席25回／開催25回 【監査役会出席状況】 出席13回／開催13回	1994年11月　松村公認会計士事務所入所 1995年10月　監査法人京橋会計事務所入所 1998年３月　瀬山公認会計士事務所設立　代表就任（現任） 2009年９月　株式会社シンコー代表取締役社長就任（現任） 2014年３月　当社社外監査役就任（現任） 2018年５月　株式会社東京衡機社外監査役就任（現任） 2019年９月　日本フォームサービス株式会社社外監査役就任（現任） [選任理由] 瀬山剛氏は、幅広い人脈と経営者としての豊富な経験と見識を有しております。また、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、会計及び税務について豊富な知識と経験があり、企業経営を統括する十分な見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、本総会終結の時をもって、同氏の当社監査役在任期間は７年となります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。

３．当社は、法木右近氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合には、引き続き法木右近氏を独立役員とする予定であります。

４．当社と各候補者との間では、会社法第427条第１項及び当社定款第36条第２項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としますが、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。各氏の選任が承認された場合には、当社は各氏との間に締結した責任限定契約を継続する予定であります。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金、又は当該行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
森兼　正哲（もりかね　まさあき） （1971年８月13日） 【所有する当社の株式数】 －株	1990年４月　株式会社ロプロ（現：株式会社日本保証）入社 2001年４月　同社経営企画室課長 2006年９月　同社経営企画部副部長 2009年７月　日本賃貸住宅保証機構株式会社出向　取締役就任 2010年５月　同社入社　経営企画室長就任 2010年９月　レクセム株式会社取締役就任 2012年４月　株式会社デジタリオ監査役就任 2019年４月　日本賃貸住宅保証機構株式会社取締役就任 2021年１月　同社専務取締役就任（現任）

（注）　１．森兼正哲氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が行った行為に起因して、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金、又は当該行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによる訴訟費用等を当該保険契約により塡補することとしております。

森兼正哲氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2004年1月29日開催の第4回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることといたします。

その報酬等の額は、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役１名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職務と責任及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち監査等委員である社外取締役３名）となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急事態宣言が発出されたことで経済活動が著しく制限され、景気は急速に悪化しました。その後は、Go To キャンペーン等の政府による各種施策や金融緩和策の継続により、緩やかな回復の兆しが見られましたが、感染の再拡大、雇用・所得環境の悪化懸念等、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域であるプライズゲームを含むアミューズメント市場におきましては、休業要請や営業時間の短縮による来店者数の減少にくわえ、コロナ禍での生活・行動様式の変化を受け、余暇時間の過ごし方が大きく変化しており、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。一方で、自宅にいながら遊ぶことができる“オンラインクレーンゲーム”は、市場規模が拡大傾向にあり、更なる成長が期待されています。住宅市場におきましては、2020年12月の新設住宅着工戸数が前年同月比9.0％の減少となり、前年同月比で18ヶ月連続の減少となりました。また、貸家着工戸数においても、前年同月比で28ヶ月連続の減少となり、今後も低調に推移することが予想されます。

このような経済状況の中、当社グループにおいても、大幅な営業活動の自粛を余儀なくされ、従来とは異なる新たな働き方を取り入れる等、外部環境の変化に柔軟に対応してまいりましたが、事業によって成績の明暗が分かれる形となりました。

家賃保証事業は民法改正を追い風に底堅く推移し、音楽関連事業はインターネット販売を強化することで増収となった一方、投資銀行事業は景気後退懸念や将来の不透明感から案件成約数が著しく減少し、プライズ事業は販売先の休業に伴う出荷遅延や慎重な購買動向が続いたことで減益となりました。また、当連結会計年度において、固定資産及びのれんの減損損失、貸倒引当金繰入額並びに投資有価証券評価損など計302,863千円を特別損失として計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は4,033,481千円（前連結会計年度比0.2％減）、営業損失は105,009千円（前連結会計年度は営業損失77,085千円）、経常損失は49,688千円（前連結会計年度は経常損失47,327千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は348,710千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失156,187千円）となりました。

なお、第３四半期連結会計期間以降において、新型コロナウイルス感染症が与える影響の長期化に備え、複数の金融機関から借入による資金調達を行い、十分な手元流動性を確保しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前連結会計年度比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

a.プライズ事業

プライズ事業につきましては、主に株式会社ブレイクがクレーンゲーム機等のプライズゲーム用景品の企画・製作・販売を行っております。

当連結会計年度においては、緊急事態宣言後に多くの販売先が休業や営業時間短縮を行ったことにより、出荷の遅延や新規の購買が見送られました。緊急事態宣言解除後は、出荷の再開、販売の持ち直しの動きがみられましたが、感染の再拡大が懸念される等、販売先の慎重な購買動向が続いたことで、売上高、セグメント利益ともに、前年の水準を下回って推移いたしました。

以上の結果、売上高は1,918,459千円（前連結会計年度比15.7％減）、セグメント利益は89,395千円（前連結会計年度比52.3％減）となりました。

b.不動産関連事業

不動産関連事業につきましては、主に日本賃貸住宅保証機構株式会社が家賃保証業務及び物件管理業務を行っております。

当連結会計年度においては、営業活動の自粛や引っ越し需要の減少等、新型コロナウイルス感染症拡大による一定の影響はあったものの、2020年４月の民法改正が家賃保証事業者への追い風となり、売上高は前連結会計年度を上回って堅調に推移いたしました。また、雇用や所得環境の悪化による家賃滞納者の増加を懸念していましたが、公的支援制度の整備、拡充が早期に行われたこと等により、顕著な増加はみられませんでした。また、第1四半期連結会計期間

において、のれんを一括償却しており、セグメント損益への負担が減少しております。
　以上の結果、売上高は1,317,175千円（前連結会計年度比2.2％増）、セグメント利益は72,331千円（前連結会計年度はセグメント利益5,737千円）となりました。

c.投資銀行事業
　投資銀行事業においては、主にフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社がM＆Aのアドバイザリー業務を行っております。
　当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による景気後退懸念や将来の不透明感がM&A市場に及ぼす影響は大きく、案件の成約件数、成約金額ともに著しく減少いたしました。
　以上の結果、売上高は12,658千円（前連結会計年度比85.0％減）、セグメント損失は106,621千円（前連結会計年度はセグメント損失10,677千円）となりました。

d.コンテンツ事業
　コンテンツ事業においては、株式会社モビぶっくが主に電子書籍配信サイト「モビぶっく」の運営を行い、フォーサイドメディア株式会社が映像制作事業を行っております。
　当連結会計年度においては、自宅で過ごす時間が増えたことで電子書籍の需要が高まり、費用対効果を重視した広告施策を継続したことで、年間を通して堅調に推移いたしました。映像制作事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大により、受託していた制作案件の延期や中止を余儀なくされました。緊急事態宣言の解除後は、コロナ対策を万全に期した上で、撮影を再開していますが、コロナ禍において音楽業界全体が厳しい状況にある中、受託案件の減少や制作コストの高止まりが改善されませんでした。
　以上の結果、売上高は470,907千円（前連結会計年度比170.0％増）、セグメント利益は10,419千円（前連結会計年度比47.5％減）となりました。

e.イベント事業
　イベント事業においては、株式会社ブレイクが主に各地の大型商業施設の催事場にて著名なコンテンツの展示販売を中心に行っております。
　当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をうけて、予定していたイベントの多くが中止や延期となりました。2020年9月以降は、来場者数を制限する等の感染対策を講じた上で開催されるケースも増えていますが、当初の売上見込みには届いておらず、厳しい状況が続いております。一方で、その他OEM物販が好調に推移したことで、売上高は前

連結会計年度を上回りましたが、利益を確保するまでには至りませんでした。
以上の結果、売上高は138,603千円（前連結会計年度比6.2%増）、セグメント損失は19,070千円（前連結会計年度はセグメント損失27,506千円）となりました。

f.マスターライツ事業
マスターライツ事業においては、株式会社マーベラスアーク、フォーサイドメディア株式会社が主に音楽関連事業、出版事業を行っております。
当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大をうけて、オンラインでのグッズ販売を強化したほか、様々な企画を立案し、緊急事態宣言解除後も、オンラインでの活動を継続いたしました。2020年9月以降は、観客動員数を大幅に抑えた中でのライブ活動も順次再開しており、売上高は堅調に推移しております。出版事業においては、女子小中学生向け雑誌Cuugal（キューガル）を発刊しており、Cuugal モデルを起用したYouTubeチャンネルを運営する等、媒体の認知向上に取り組んでおります。なお、外出自粛要請の影響等で撮影を行うことができず、2020年８月号の休刊を余儀なくされましたが、2020年10月号から復刊しております。
以上の結果、売上高は170,122千円（前連結会計年度比169.1%増）、セグメント損失は4,461千円（前連結会計年度はセグメント損失70,120千円）となりました。

g.その他の事業
その他の事業においては、主にフォーサイドフィナンシャルサービス株式会社が金融事業を行っております。
当連結会計年度においては、延滞債権の回収に注力し、貸付金の回収を図りました。
以上の結果、売上高は5,553千円（前連結会計年度比74.3%減）、セグメント利益は5,253千円（前連結会計年度比72.5%減）となりました。

②資金調達の状況
当社グループでは、当連結会計年度におきまして、金融機関より長期借入金440,000千円の調達を実施いたしました。

③他の会社の事業の譲受けの状況
当社の連結子会社であるフォーサイドメディア株式会社は、2020年2月25日付けで、株式会社東京No.1エンターテインメントより映像制作事業を譲り受けました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 (2017年12月期)	第19期 (2018年12月期)	第20期 (2019年12月期)	第21期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
営　業　収　益(千円)	3,090,741	3,920,839	4,040,229	4,033,481
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	29,701	△592,807	△156,187	△348,710
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	1.12	△19.13	△4.95	△10.72
総　資　産　額(千円)	3,584,794	3,992,963	3,687,828	3,841,336
純　資　産　額(千円)	1,642,171	1,898,024	1,425,568	1,095,173
１株当たり純資産額（円）	53.20	54.22	43.08	33.16

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ブレイク	75,000千円	100%	プライズ事業、イベント事業
日本賃貸住宅保証機構株式会社	125,000千円	100%	不動産関連事業
フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社	50,000千円	100%	投資銀行事業
株式会社モビぶっく	10,000千円	100%	コンテンツ事業
株式会社マーベラスアーク	10,000千円	100%	マスターライツ事業
フォーサイドメディア株式会社	10,000千円	100%	マスターライツ事業、コンテンツ事業

(注) 1．当社の連結子会社は、上記の重要な子会社６社を含む計９社であります。
2．2020年12月31日付けで当社の連結子会社である日本賃貸住宅保証機構株式会社は、同じく当社の連結子会社であったフォーサイドリアルエステート株式会社を簡易吸収合併いたしました。
3．株式会社FMは、会社清算手続き中のため、重要な子会社から除外しております。
4．当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

⑷ 対処すべき課題

①当社グループの中長期的な経営戦略

当社グループは、主力事業をプライズ事業、不動産関連事業、投資銀行事業に定め、これら主力事業を中心に企業収益の拡大を図ってまいります。

プライズ事業では、取り扱い商品について、これまで以上に柔軟且つ機敏に対応をし、消費者のニーズを掴んだ商品製作や商品選定を実現できるよう、努めてまいります。これらを実現することが、他社との差別化につながり、既存販売先からの受注拡大や新たな販売先の創出につながるものと考えています。

不動産関連事業では、電子入居申込システムを採用する等、コロナ禍においても代理店が利用しやすい環境を作ることで、新規申込数の増加につなげてまいります。また、家賃滞納者を抑えることが最重要課題のひとつという認識のもと、審査の厳格化や回収業務のさらなる人材確保に取り組んでまいります。

投資銀行事業では、クライアントの要望に添った提案を続けることが、案件成約につながるものと考え、これまでに築いた独自の様々なルートを最大限に活用し、実現してまいります。

また、グループ一丸となって費用の効率化を推し進め、売上販管費率の引き下げに取り組み、更なる収益の確保に努め、企業価値を高めてまいります。

これら主力事業の成長と収益率の向上を中長期的な優先事項として取り組んでまいります。

②当社グループの対処すべき課題

(1) 持続的成長

当社グループは、既存事業の推進はもとより、M&Aの実施や業務提携の推進、適宜適切な投融資活動を行うことで、今後も持続的成長を目指しております。

(2) 利益率の向上

当社グループは、各事業における費用対効果を勘案したコストの見直しや、不採算事業の撤退、継続事業における人材の育成、グループ全体における人材の最適配置等の施策を積極的に推進し、生産性の高い組織運営を行うことで、利益率の向上を目指しております。

(3) 経営管理体制の強化

当社グループを取り巻く経営環境は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等が常に変化し、流動的な状況であると言えます。このような中、変化に対して柔軟に、かつ速やかに対応できる組織を運営するため、組織力の更なる強化が課題となってまいります。

当社は持株会社として事業子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を目指す一方、事業子会社に対する経営管理・監督機能を整備することにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの充実を推進いたします。

さらに、今後も企業価値を継続的に向上させるため、既存事業の強化及び当社グループ全体の相乗効果を図り、更なる業績の向上と企業価値の向上に努めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2020年12月31日現在）

事業内容	主要製品
プライズ事業	アミューズメント機器用景品の企画・製作・販売
不動産関連事業	賃貸家賃保証、不動産の売買及び仲介、物件の管理業
投資銀行事業	M&A等のアドバイザリー業務
コンテンツ事業	電子書籍配信事業、映像制作事業
イベント事業	催事場等でのコンテンツの展示、販売
マスターライツ事業	音楽関連事業、出版事業
その他の事業	貸付金の回収業務、その他

（注）当連結会計年度より、「フィンテック関連事業」については量的な重要性が低下したため、「その他の事業」に含めて記載しております。

⑹ **主要な事業所**（2020年12月31日現在）

①当社の主要な事業所

本社	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号

②主要な子会社

株式会社ブレイク	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
日本賃貸住宅保証機構株式会社	大阪府大阪市中央区城見二丁目２番22号
フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
株式会社モビぶっく	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
株式会社マーベラスアーク	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
フォーサイドメディア株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号

⑺ **使用人の状況**（2020年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プライズ事業	23名	－
不動産関連事業	35名	3名増
投資銀行事業	1名	－
コンテンツ事業	13名	9名増
イベント事業	4名	1名増
マスターライツ事業	5名	1名減
その他の事業	1名	1名減
全社（共通）	3名	1名減
合計	85名	10名増

（注）1．当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に調整して比較しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3名	1名減	43.1歳	3.6年

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社高知銀行	190,400千円
三井住友トラスト・ローン＆ファイナンス株式会社	150,288千円
株式会社日本政策金融公庫	100,000千円
成協信用組合	80,000千円
のぞみ信用組合	80,000千円
株式会社広島銀行	8,350千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年12月31日現在）

①発行可能株式総数　62,380,000株
②発行済株式の総数　32,557,704株
③株主数　27,717名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
R－1第1号投資事業有限責任組合	3,208,600株	9.86%
R－1合同会社	2,100,000株	6.45%
株式会社SBI証券	653,200株	2.00%
株式会社ONODERAGROUP	600,000株	1.84%
及川博之	380,000株	1.16%
富田顕嗣	260,000株	0.79%
スターステークス投資事業有限責任組合	200,000株	0.61%
田中正幸	196,900株	0.60%
五十嵐秀明	181,520株	0.55%
日本証券金融株式会社	176,400株	0.54%

（注）持株比率は自己株式（16,394株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
②当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根津　孝規	株式会社ブレイク　代表取締役
取締役会長	泉　信彦	株式会社プロスペクト　代表取締役
常務取締役	飯田　潔	株式会社モビぶっく　代表取締役 フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社　代表取締役
取締役	吉田生喜	日本賃貸住宅保証機構株式会社　代表取締役
取締役	濱田卓二郎	弁護士法人浜田卓二郎事務所社員
常勤監査役	法木右近	公認会計士・税理士
監査役	田辺一男	大原法律事務所　パートナー弁護士
監査役	瀬山剛	株式会社シンコー　代表取締役社長 日本フォームサービス株式会社　社外監査役 株式会社東京衡機　社外監査役 公認会計士・税理士

（注）1．取締役濱田卓二郎氏は、社外取締役であります。

2．監査役法木右近、監査役田辺一男及び監査役瀬山剛の３氏は、社外監査役であります。

3．当社は、株式会社東京証券取引所に対して、法木右近氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。

4．常勤監査役法木右近氏は、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役田辺一男氏は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営を統括する相当程度の知見を有しております。

監査役瀬山剛氏は、公認会計士・税理士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．当社と社外役員の兼職先との特別の関係はありません。

6．取締役假屋勝氏は、2020年3月26日開催の当社第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたしました。

7．当事業年度中に、取締役の重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	担当及び重要な兼職の状況		
	年月日	変更前	変更後
泉　信彦	2020年10月2日	フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社代表取締役	－
飯田　潔	2020年10月2日	－	フォーサイドフィナンシャルサービス株式会社代表取締役

②責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項及び定款第36条第２項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

区分	報酬等の額	員数
取締役	5百万円	3名
監査役	7百万円	3名
合計	12百万円	6名
（うち社外役員）	(9百万円)	(4名)

(注) 1．取締役の員数は、無報酬の取締役３名（うち社外取締役０名）を除いております。
2．上記には当事業年度中に退任した取締役１名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4．取締役の報酬限度額は、2004年１月29日開催の第４回定時株主総会決議により年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と定められております。
5．監査役の報酬限度額は、2004年１月29日開催の第４回定時株主総会決議により年額100百万円以内と定められております。

④社外役員に関する事項

各社外役員の当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	出席の状況（出席回数）	発言状況
取締役	濱　田　卓二郎	取締役会２３回	取締役会において、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外取締役として客観的に、当社の経営に有用な意見等を述べております。
監査役	法　木　右　近	取締役会２５回 監査役会１３回	取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として客観的に、当社の経営に有用な意見等を述べております。
監査役	田　辺　一　男	取締役会２５回 監査役会１３回	取締役会及び監査役会において、弁護士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として客観的に、当社の経営に有用な意見等を述べております。
監査役	瀬　山　　剛	取締役会２５回 監査役会１３回	取締役会及び監査役会において、公認会計士・税理士としての幅広い知識と経験に基づき、社外監査役として客観的に、当社の経営に有用な意見等を述べております。

（注）当事業年度における取締役会の開催回数は25回、監査役会の開催回数は13回であります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**3,076,744**	**流動負債**	**2,170,698**
現金及び預金	1,046,859	支払手形及び買掛金	195,325
受取手形及び売掛金	522,517	未払金	1,090,951
商品	186,967	未払法人税等	34,516
短期貸付金	41,071	前受収益	431,711
収納代行未収金	1,088,805	短期借入金	15,000
代位弁済立替金	425,120	1年内返済予定の長期借入金	50,916
その他	112,700	債務保証損失引当金	99,440
貸倒引当金	△347,299	その他	252,837
固定資産	**764,592**	**固定負債**	**575,465**
有形固定資産	**287,743**	長期借入金	566,401
建物	123,610	利息返還損失引当金	7,248
土地	153,155	その他	1,815
その他	10,977	**負債合計**	**2,746,163**
無形固定資産	**43,294**	**純資産の部**	
ソフトウエア	40,683	**株主資本**	**1,076,467**
のれん	2,592	**資本金**	**1,432,534**
その他	18	**資本剰余金**	**1,973,705**
投資その他の資産	**433,555**	**利益剰余金**	**△2,326,242**
投資有価証券	20,759	**自己株式**	**△3,529**
長期貸付金	385,047	**その他の包括利益累計額**	**2,605**
敷金	48,041	**その他有価証券評価差額金**	**1,054**
長期未収入金	30,500	**為替換算調整勘定**	**1,550**
その他	14,816	**新株予約権**	**16,100**
貸倒引当金	△65,609	**純資産合計**	**1,095,173**
資産合計	**3,841,336**	**負債・純資産合計**	**3,841,336**

連結損益計算書

（2020年1月1日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		
売上高	2,714,441	
その他の営業収益	1,319,040	4,033,481
営業原価		
売上原価	1,990,932	
その他の原価	363,889	2,354,821
売上総利益		**1,678,660**
販売費及び一般管理費		1,783,670
営業損失		**105,009**
営業外収益		
受取利息	8,795	
保険解約返戻金	36,501	
助成金収入	5,325	
補助金収入	13,513	
その他	3,730	67,865
営業外費用		
支払利息	3,258	
為替差損	1,547	
貸倒引当金繰入額	5,540	
その他	2,197	12,543
経常損失		**49,688**
特別利益		
投資有価証券売却益	3,380	
新株予約権戻入益	7,655	11,035
特別損失		
固定資産売却損	3,873	
減損損失	209,185	
投資有価証券売却損	22,914	
投資有価証券評価損	26,880	
貸倒引当金繰入額	40,000	
その他	9	302,863
税金等調整前当期純損失		**341,516**
法人税、住民税及び事業税		7,194
当期純損失		**348,710**
親会社株主に帰属する当期純損失		**348,710**

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**90,738**	**流動負債**	**173,975**
現金及び預金	34,402	買掛金	850
売掛金	38,975	短期借入金	106,006
その他	17,400	未払金	10,326
貸倒引当金	△39	未払法人税等	32,301
固定資産	**938,938**	その他	24,490
有形固定資産	**0**	**固定負債**	**102,265**
無形固定資産	**0**	長期借入金	101,800
投資その他の資産	**938,938**	繰延税金負債	465
投資有価証券	18,509	**負債合計**	**276,240**
関係会社株式	418,173	**純資産の部**	
敷金	19,962	**株主資本**	**736,281**
長期未収入金	218,265	**資本金**	**1,432,534**
長期貸付金	1,307,831	**資本剰余金**	**2,527,300**
その他	0	資本準備金	1,328,740
貸倒引当金	△1,043,804	その他資本剰余金	1,198,559
		利益剰余金	**△3,220,023**
		その他利益剰余金	△3,220,023
		繰越利益剰余金	△3,220,023
		自己株式	**△3,529**
		評価・換算差額等	**1,054**
		その他有価証券評価差額金	1,054
		新株予約権	**16,100**
		純資産合計	**753,436**
資産合計	**1,029,676**	**負債・純資産合計**	**1,029,676**

損 益 計 算 書

（2020年1月1日から 2020年12月31日まで）

（単位：千円）

	金	額
売上高		226,918
売上原価		298
売上総利益		**226,620**
販売費及び一般管理費		158,676
営業利益		**67,944**
営業外収益		
受取利息	9,563	
その他	153	9,717
営業外費用		
支払利息	7,676	
貸倒引当金繰入額	341	
為替差損	0	
その他	704	8,723
経常利益		**68,938**
特別利益		
投資有価証券売却益	3,380	
新株予約権戻入益	7,655	11,035
特別損失		
子会社株式評価損	937,822	
投資有価証券評価損	26,880	
投資有価証券売却損	22,914	
貸倒引当金繰入額	549,147	
貸倒損失	8,049	1,544,814
税引前当期純損失		**1,464,840**
法人税、住民税及び事業税		3,479
当期純損失		**1,468,320**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

株式会社フォーサイド
　取締役会　御中

監査法人八雲
東京都中野区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋 川　浩 之　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　安 藤　竜 彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社フォーサイドの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーサイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、会社は、2021年１月29日開催の取締役会において、連結子会社であるフォーサイドメディア株式会社の映像制作事業を譲渡することを決議し、2021年１月31日に譲渡した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

株式会社フォーサイド
　取締役会　御中

監査法人八雲
東京都中野区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　橋 川　浩 之　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　安 藤　竜 彦　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フォーサイドの2020年１月１日から2020年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した

監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人八雲の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人八雲の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月18日

株式会社フォーサイド　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　法木　右近　㊞

社外監査役　田辺　一男　㊞

社外監査役　瀬山　剛　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

連結営業収益（通期予想）

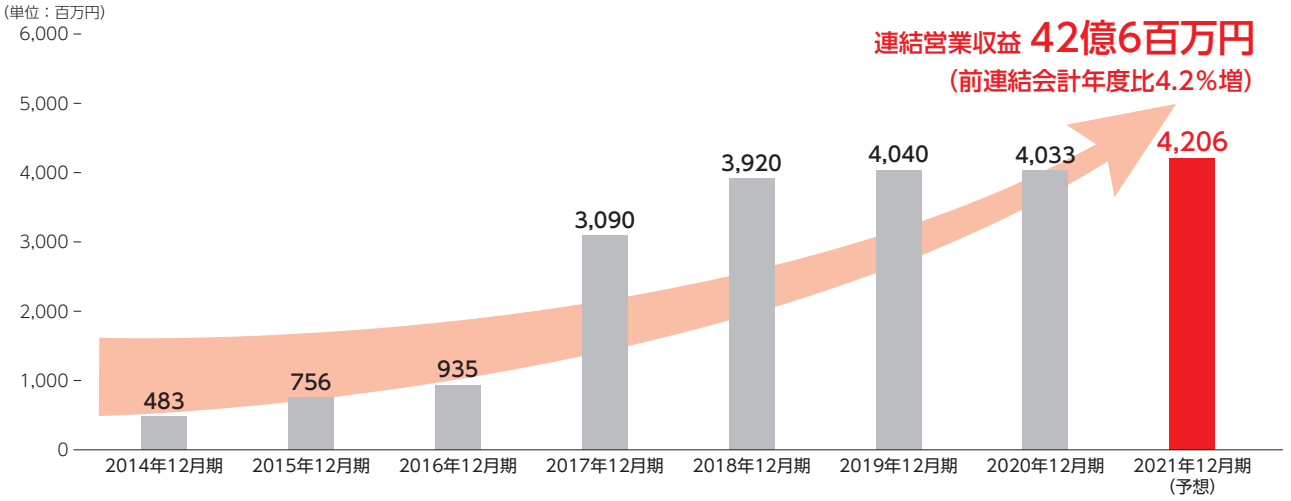

連結営業利益（通期予想）

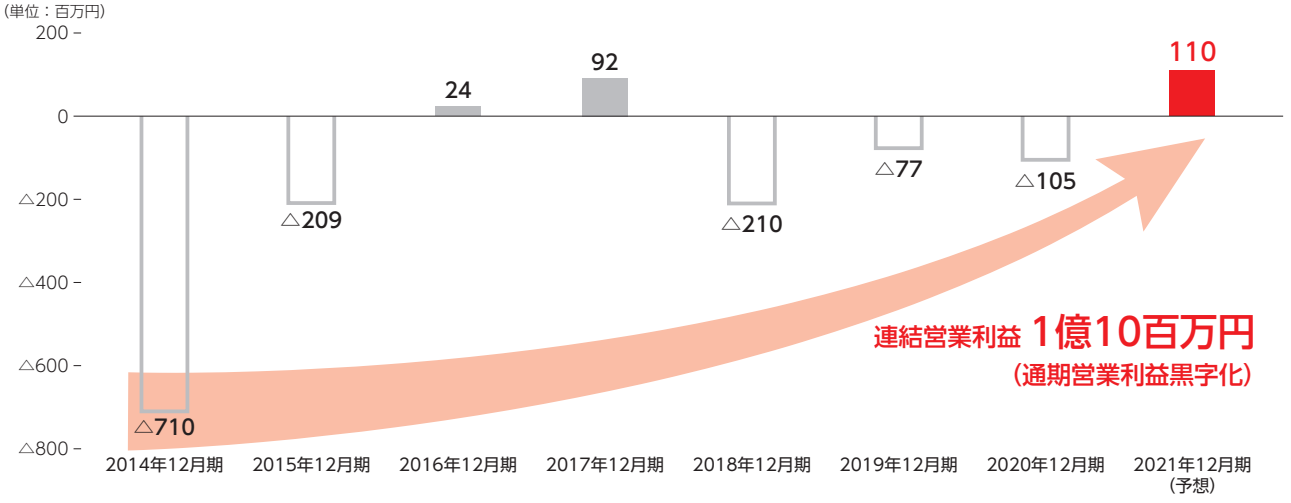

「2021年株主アンケート」のご案内（2021年4月9日まで）

株主の皆様とのコミュニケーションをより充実させるために「2021年株主アンケート」を実施します。
以下の回答方法をご確認いただき、ご回答くださいますようお願いします。

［実施期間］

● 2021年3月10日～2021年4月9日

［回答方法］

● 当社HP「IR情報」の「株主アンケート」からご回答ください。
https://www.forside.co.jp/2021questionnaire/

● 二次元コードからアクセス

「2021年株主アンケート」のご回答には、株主番号の入力が必要となります。株主番号は同封の議決権行使書に記載しております。

抽選で100名様にクオカード（1,000円）贈呈

2021年3月24日までに同封の議決権行使書のご返送またはインターネットにより議決権を行使いただいた株主様、もしくは当日ご出席いただいた株主様で、さらに2021年4月9日までに株主アンケートもご回答いただいた株主様の中から抽選で100名様にクオカード（1,000円）贈呈いたします。

● 株主アンケートは上記［回答方法］を、議決権行使方法については、6頁をそれぞれご確認ください。

● 議決権行使期限までに議決権が行使されなかった場合は抽選の対象とはなりませんので、ご了承ください。

● クオカードの発送は2021年5月～6月を予定しており、クオカードの発送をもって発表に代えさせていただきます。

会社概要　2020年12月31日現在

商　　号	株式会社フォーサイド
本店所在地	東京都中央区日本橋室町三丁目３番１号
設　　立	2000年3月31日（2002年10月10日　JASDAQ上場　証券コード2330）
資 本 金	1,432,534,136円（発行済株式総数32,557,704株）
代 表 者	代表取締役社長　根津　孝規
従業員数	連結85名　単体3名
事業内容	株式等の保有を通じたグループ企業の統括及び管理等

フォーサイド グループ

- **㈱ブレイク**：プライズゲーム用景品の企画・製作・販売／イベント企画・運営
- **日本賃貸住宅保証機構㈱**：賃貸家賃保証／不動産仲介売買／賃貸管理事業
- **㈱モビぶっく**：電子書籍配信事業／スマートフォンアプリ配信事業
- **フォーサイドフィナンシャルサービス㈱**：M&Aのアドバイザリー業務
- **㈱マーベラスアーク**：音楽関連事業
- **フォーサイドメディア㈱**：出版事業、映像制作事業

定時株主総会会場ご案内図

会場　**亀戸文化センター・カメリアホール**
東京都江東区亀戸二丁目19番１号　TEL（03）5626－2121

交通　**J　　R ｜総武線**
東 武 鉄 道 ｜東武亀戸線

亀戸駅北口より徒歩約２分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。